

被扶養者の認定事務の取扱いについて

平成 30 年 8 月 29 日付けで厚生労働省より、『被扶養者の認定事務について』通知が発出され平成 30 年 10 月 1 日より、以下のような取扱いとなります。

1. 身分関係の確認

公的証明書等の添付を求めることにより、被保険者との身分確認(続柄)を確認すること。

2. 生計維持関係の確認

(1) 収入の確認

年間収入が 130 万円未満(60 歳以上又は障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は、年間収入が 180 万円未満)であることを公的証明書等で確認すること。

(2) 同一世帯である場合の確認

上記(1)の確認に加え、同一世帯であることを確認できる公的証明書等の添付を求めることにより、被保険者と同一世帯であることを確認すること。

(3) 同一世帯に属していない場合の確認

上記(1)の確認に加え、被保険者からの送金事実と仕送り額について、次のいずれかの書類の添付を求めることにより、被保険者からの援助による収入額より少ないことを確認すること。

- ・仕送りが振込の場合は預金通帳等の写し
- ・仕送りが送金の場合は現金書留の控え(写しを含む)

これまで被保険者が公的証明書等を提出できない場合において、健康保険組合が被保険者本人の申立てにより扶養関係の確認を行っていた場合がありますが、今後は申立てのみによる扶養関係を認定することは認められなくなりました。

ただし、既に身分関係及び生計維持関係を認定するための情報を事業主が取得している場合は、公的証明書等の添付を省略することができます。

その場合、異動届の備考欄に『身分関係確認済』、『生計維持関係確認済』と記載してください。

また、16 歳未満の子の扶養対象者は収入を確認するための書類は不要です。

認定時に瑕疵があり、被扶養者の要件を満たしていないことが判明した場合には、認定時に遡って取り消すこととなります。

上記の取扱いとなりますが、扶養対象者の状況により追加の書類をお願いする場合がありますので、ご理解のほど宜しくお願いいたします。